

施工体制台帳の作成等について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「入札契約適正化法」という。）の改正により、平成27年4月1日から、下請契約を締結した場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられたことに伴い、**施工体制台帳の写しを提出**することになっています。

（下請負人届は廃止）

（１） 施工体制台帳作成の目的

施工体制台帳の作成を通じて、近年増加している維持修繕等の小規模工事も含めて施工体制の把握を徹底することで、**手抜き工事や一括下請負等（不当な中間搾取）を防止**しようとするものです。

（２） 施工体制台帳

建設業者は、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結したときに、施工体制台帳を作成することが義務づけられています。【建設業法第24条の7（入札契約適正化法第15条第1項により読み替えて適用されるものを含む）】

施工体制台帳は、下請、孫請など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳をいいます。

元請業者が、下請契約を締結したときに下請金額にかかわらず作成

- 令和2年10月1日以降は「**監理技術者補佐の氏名**」、「**工事に従事する者の社会保険の加入状況**」等が、令和4年1月1日以降は「**建設キャリアアップシステムのID**」等が施工体制台帳の記載事項に追加されました。
- 「**作業員名簿**」は施工体制台帳の一部となりますので、元請企業（受注者）が下請企業分も取りまとめて提出してください。

※施工体制台帳等の様式及び作成要領は下記ホームページに掲載しています。

山口県HP > 組織から探す > 技術管理課 > 入札契約関係・工事請負契約後提出様式

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23436.html>

○施工体制台帳の主な記載事項

■元請企業に関する以下の事項

- ・許可を受けて営む建設業の種類
- ・社会保険の加入状況
- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・監理又は主任技術者の氏名及び資格等
- ・建設工事従事者に関する事項
(いわゆる「作業員名簿」)
- ・外国人技能実習生等の従事状況

■下請企業に関する以下の事項

- ・商号又は名称及び住所
- ・許可を受けて営む建設業の種類
- ・社会保険の加入状況
- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・主任技術者の氏名及び資格等
- ・建設工事従事者に関する事項
(いわゆる「作業員名簿」)
- ・外国人技能実習生等の従事状況

■添付書類 ※【別紙1】、【別紙2】参照

- ・発注者との契約書の写し (※1)
- ・下請人との契約書の写し (※1)
- ・配置技術者の資格及び雇用関係が証明できる書類の写し

※1 公共工事においては請負金額が記載されていること

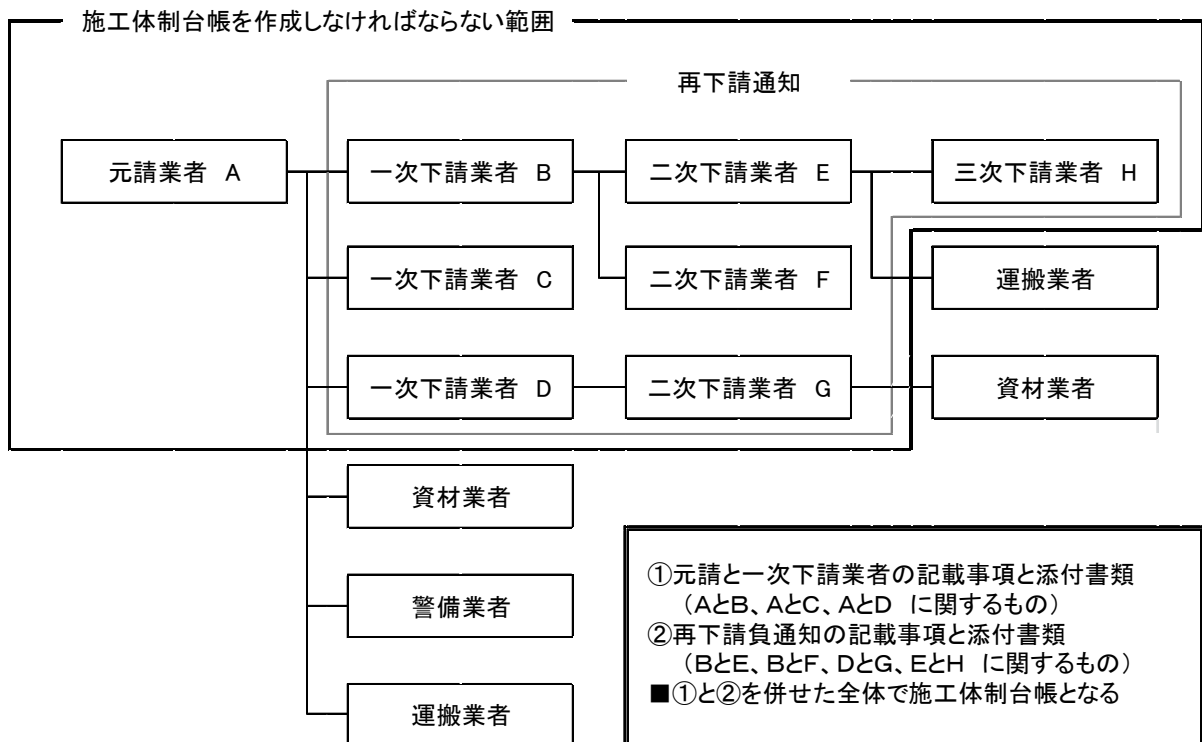
(3) 再下請負通知書

下請負人がさらに工事を下請に付した場合、元請業者に対し、再下請負通知書を提出しなければなりません。

元請業者及びすべての下請業者は、工事を下請に付す場合には、「元請業者の名称」、「再下請負通知が必要な旨」を書面で通知しなければなりません。

(4) 施工体制台帳の作成範囲

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負」契約における全ての下請負人（無許可業者を含む。）を指しますので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象になります。



(5) 施工体系図

施工体系図は、施工体制台帳の要約版としてツリー図等により作成しなければなりません。

施工体制台帳を作成する工事はすべて作成

- 令和2年10月1日以降は「下請負人に関する事項（代表者の氏名、建設業許可番号等）」が、令和4年1月1日以降は「**建設キャリアアップシステムのID**」等が施工体系図の記載事項に追加されました。
- 令和5年1月1日以降は建設業法施行令の改正により、1次下請の総額の下限が引上げられたため、様式を一部変更しました。

(6) 発注者への提出

下請契約の締結後、その下請工事の着手前までに発注者に
「施工体制台帳の写し」及び「施工体系図の写し」を提出

※下請負人の追加や変更、施工体制台帳の記載内容又は添付書類に変更があった場合は、その都度発注者に提出してください。

(7) 工事現場での掲示等

- 施工体制台帳は工事現場ごとに備え置く
- 施工体系図を「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」に掲示
- 下請負人がさらに下請に付した場合に再下請負通知が必要な旨を掲示

➤ 施工体制台帳は、工事現場においてPC、プリンタ等により明確に紙面に表示することができる（見読性及び原本性が確保されている）データが記録されている場合は、そのデータを紙面に印刷されたものを備え置くことに代えることができます。

※「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」（国交省）参照

➤ 施工体系図は、所定の要件を満たしていればデジタルサイネージ等のICT機器を活用した掲示も可能です。

(8) 発注者による確認等

提出された施工体制台帳等により、施工体制及び下請契約が適切か確認します。また、現場の施工体制が施工体制台帳と相違ないかなどを確認します。

※平成27年4月1日以降契約を締結する工事から適用
(令和4年12月26日一部変更)

関係法令（抜粋）

■建設業法第 24 条の 8

（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

第 24 条の 8 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した**施工体制台帳**を作成し、**工事現場ごとに備え置かなければならない。**

2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

3 第 1 項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。

4 第 1 項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した**施工体系図**を作成し、これを**当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。**

■公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条

（施工体制台帳の作成及び提出等）

第 15 条 公共工事についての建設業法第 24 条の 8 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第 1 項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第 4 項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

2 公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第 24 条の 8 第 1 項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した**施工体制台帳**（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の**写しを発注者に提出しなければならない。**この場合においては、同条第 3 項の規定は、適用しない。

3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

■建設業法施行規則第14条2

(施工体制台帳の記載事項等)

※いわゆる「作業員名簿」に関する部分を着色

第十四条の二 法第二十四条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 作成建設業者（法第二十四条の八第一項の規定（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。次項第一号において「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）により施工体制台帳を作成する場合における当該建設業者をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 許可を受けて営む建設業の種類

ロ 健康保険法第四十八条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法第二十七条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法第七条の規定による被保険者となつたことの届出の状況（第三号ハにおいて「健康保険等の加入状況」という。）

二 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イ 建設工事の名称、内容及び工期

ロ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地

ハ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第十九条の二第二項に規定する通知事項

ニ 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の二第一項に規定する通知事項

ホ 主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格（建設業の種類に応じ、法第七条第二号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規定による国土交通大臣の認定があることをいう。

以下同じ。）又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別

ヘ 法第二十六条第三項ただし書の規定により監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格（主任技術者資格を有し、かつ、令第二十八条第一号に規定する国土交通大臣が定める要件に該当すること、又は同条第二号の規定による国土交通大臣の認定があることをいう。次項第三号及び第二十六条第二項第三号イにおいて同じ。）

ト 法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者若しくは監理技術者又はヘの監理技術者補佐以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその者が有する主任技術者資格

チ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（6）に掲げるものを除く。）

（1）氏名、生年月日及び年齢

（2）職種

（3）健康保険法又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）による医療保険、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険（第四号チ（3）において「社会保険」という。）の加入等の状況

（4）中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第七項に規定する被共済者に該当する者（第四号チ（4）において単に「被共済者」という。）であるか否かの別

（5）安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容

（6）建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格

リ 出入国管理及び難民認定法（昭和三十二年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）を決定された者（第四号リにおいて「一号特定技能外国人」という。）、同表の技能実習の在留資格を決定された者（第四号リにおいて「外国人技能実習生」という。）及び同法別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの（第四号リにおいて「外国人建設就労者」という。）の従事状況

三 前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項

イ 商号又は名称及び住所

ロ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号及びその請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類

ハ 健康保険等の加入状況

四 前号の下請負人が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イ 建設工事の名称、内容及び工期

ロ 当該下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日

ハ 注文者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第十九条の二第二項に規定する通知事項

ニ 当該下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の二第一項に規定する通知事項

ホ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者が置く主任技術者の氏名、当該主任技術者が有する主任技術者資格及び当該主任技術者が専任の者であるか否かの別

ヘ 当該下請負人が法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者以外のものを置くときは、当該者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

ト 当該建設工事が作成建設業者の請け負わせたものであるときは、当該建設工事について請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地

チ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（6）に掲げるものを除く。）

- （1） 氏名、生年月日及び年齢
- （2） 職種
- （3） 社会保険の加入等の状況
- （4） 被共済者であるか否かの別
- （5） 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
- （6） 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格

リ 一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の様況

2 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第二号ロの請負契約及び同項第四号ロの下請契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（作成建設業者が注文者となつた下請契約以外の下請契約であつて、公共工事（入札契約適正化法第二条第二項に規定する公共工事をいう。以下同じ。）以外の建設工事について締結されるものに係るものにあつては、請負代金の額に係る部分を除く。）

二 前項第二号ホの主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証する書面（当該監理技術者が法第二十六条第五項の規定により選任しなければならない者であるときは、監理技術者資格者証の写しに限る。）及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

三 監理技術者補佐を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

四 前項第二号トに規定する者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十四条の八第一項に規定する施工体制台帳への記載に代えることができる。

4 第二項各号に掲げる添付書類の記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて当該添付書類に代えることができる。